

小型宇宙機器開発協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 当法人は、一般社団法人小型宇宙機器開発協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市浪速区日本橋 5 丁目 13 番 9 号 三越ビル 305 号室に置く。

2. 当法人は必要に応じて従たる事務所を設置することがある。

(目的)

第3条 当法人の目的を次の通りとする。

- (1) 航空宇宙機器の企画・開発・運用
- (2) 学術、芸術、科学技術の振興
- (3) 前各号に掲げる活動を行う個人・団体の支援

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人工衛星・探査機の企画・開発・運用事業
- (2) 航空宇宙輸送手段の開発・運用及び発射場・宇宙港の設置・運営事業
- (3) 電子機器の開発・販売事業
- (4) 広報・宣伝・イベント事業
- (5) 古物営業法に基づく古物商事事業
- (6) 教育・研究事業
- (7) 共同作業所の設置・運営事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の 4 種類とし、正会員をもって法定社員とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人または団体

- (2) 賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) プロジェクト会員：当法人の事業を利用して単独の事業を完成させようと有期限性の活動をする個人又は団体
- (4) 一般会員：当法人の事業を利用しようとする個人又は団体

(入会条件)

第7条 会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(会費の納入)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2. 前項において納入が困難な場合は理事長が別途指定する納入方法にて会費を納入しなければならない。

(守秘義務)

第9条 会員は当法人の業務において知り得た情報を理事会が定めた場合を除き第三者に公開してはならない。また、会員が所属する組織等で守秘義務を課せられている情報についても、当法人への開示・利用は当該組織との事前調整を課すものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 継続して2年以上会費を滞納し納入せず、理事会において納入の意思が無いと判断されたとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 国内法等に反して、罰則の適用を受けたとき

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品(基金を除く)は返還しない。

第3章 理事・職員

(種別及び定数)

第14条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に挙げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前各号規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前3号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

い。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬)

第19条 役員は、総会の定めた範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。
3. 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 当法人は、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、招集時の正会員を持って構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事の職権を持って招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規程による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が任免する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数(委任を含む)の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員(委任を含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議決)

第29条 各正会員の議決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決を委任することができる。
3. 前項の規程により議決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面議決者又は議決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 目的及び審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事の職権を持って招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長及び監事が招集する。

2. 理事長及び監事は、第33条第2号及び第3号の規程による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
4. 理事会は理事全員の合意があれば、招集手続きを省略できる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある時はその理事会において、出席した理事の中から選出する。

(議決)

第36条 理事会の議事は、理事出席総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議決)

第37条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決することができる。
3. 前項の規定により議決した理事は、第38条1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることが出来ない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数(書面議決者がある場合にあっては、その旨を明記すること)
 - (3) 目的及び審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、議長及びその会議において出席した理事 1 人以上が署名、押印しなければならない。

(取引の制限)

第39条 理事が次の取引をする場合には、理事会においてその取引について重要なことを開示し、理事会の了承を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人との事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事との間における当法人とその理事の利益がそう反する取引

(責任の一部免除または限定)

第40条 当法人は役員的一般社団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を超えて得た額を限度として免除することができる。

2. 当法人は外部役員との間で一般社団法人法第 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上で当法人があらかじめ定めたと法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 計算

(資産の構成)

第41条 当法人の資産は、次の各号に挙げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 基金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(基金)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第43条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(資産の管理)

第45条 当法人の資産は、総会にて選任した担当理事が管理し、その方法は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第46条 当法人の事業計画及びそれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決裁に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 定款変更・解散

(定款の変更)

第51条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による決議を要する。

(解散事由)

第52条 当法人は次に挙げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 破産

2. 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員定数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第8章 附則

(設立時役員)

第53条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

- 設立時理事 @sizuya
- 設立時理事 @kikyouya
- 設立時理事 @dominodaosi106
- 設立時代表理事 @sizuya
- 設立時監事 @J_rocket_boy

(設立時社員)

第54条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地
@sizuya

京都府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇シティ〇号館〇〇号室
@kikyouya

(最初の事業年度)

第55条 第50条にかかわらず当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から同年の12月31日までとする。

(委任)

第56条 本規定に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人小型宇宙機器開発協会を設立のため、設立時社員@sizuya は、電磁的記録

である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 28 年 3 月 1 日

設立時社員：@sizuya 印

付記

1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に挙げる額とする。
なお、括弧内に示す額は団体会員に適用する。
 - (1) 入会金
 - ① 一律 5,000 円
 - (2) 月会費
 - ① 正会員：2,500 円(10,000 円)
 - ② 賛助会員：1,000 円(5,000 円)
 - ③ プロジェクト会員：10,000 円(10,000 円)
 - ④ 一般会員：1,500 円(7,500 円)
3. 前項に掲げる額を年額で収める場合は、当法人に会員登録をした翌月から起算して当該事業年度が終了するまでの月数をかけた額とする。なお、入会月が 11 月以降となる場合、本項は適用されない。